

2020年4月1日制定

京都芸術大学通学課程 期末試験における不正行為に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都芸術大学学生懲戒規程に基づき、単位認定に係る期末試験における不正行為の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程は、正規生、非正規生に関わらず、通学課程芸術学部及び通学課程芸術研究科の科目において、追試験を含む筆記試験、レポート課題からなる期末試験により単位認定を受けようとする全ての学生を対象とする。

(不正行為者)

第3条 本規程において「不正行為」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 単位認定に係る筆記試験における不正行為

- ・本人に代わって受験をすること及び本人に代わっての受験を依頼すること。
- ・許可されていない資料等を使用すること及び許可されていない資料等を使用させること。
- ・答案を交換すること。
- ・他の受験者の答案を見ること及び回答の内容を聞くこと並びに他の受験者に答案を見せること及び回答の内容を教えること。
- ・試験監督者の注意又は指示に従わないこと。
- ・その他不正な行為と認められること。

(2) 単位認定に係るレポート課題における不正行為

- ・他人の著作物を剽窃すること。
- ・実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。
- ・他人が書いたレポート及び著作物を自らのものとして提出すること。
- ・その他不正な行為と認められること。

(当該試験監督者・当該レポート成績担当教員の対応)

第4条 当該試験監督者は、不正行為を行った者を認めた場合は、直ちに当該科目の受験を中止させ、答案用紙及び不正行為に係る物品を提出させる。

2 当該試験監督者は、速やかに報告書を作成し、前項の提出物を添えて学部長又は研究科長に提出する。

3 当該レポート成績担当教員は、速やかに報告書を作成し、当該レポートとともに学部長又は研究科長に提出する。

(学部長・研究科長の対応)

第5条 学部長又は研究科長は、前条の報告を受けた場合は、当該学生から事情を聴取し不正行為の事実確認を行う。

2 学部長又は研究科長は教授会に報告する。

(教授会の審議)

第6条 教授会は、学部長又は研究科長の発議に基づき、京都芸術大学学生懲戒規程に従い、不正行為者の処分について審議する。

2 前項の審議において、教授会は、併せて当該学生の受講科目の取扱いについて審議する。この場合、当該学期の全履修科目の成績評価をF評価にすることを原則とする。

(処分の決定)

第7条 前条の審議を経て、学長が決定する。

(試験等の受験)

第8条 学部長又は研究科長は、当該学生に対し、処分の内容が決定されるまでの期間は、試験等の受験を制限しないものとする。

(所轄)

第9条 この規程にかかわる事項は、教学支援二課の所轄とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て常任理事会が行う。

附則

本規程は2020年4月1日より施行する。